

2016年10月5日

申入書

法務大臣 金田勝年 殿

法務省入国管理局審判課 課長 君塚 宏 殿

法務省入国管理局総務課難民認定室 室長 福原申子 殿

全国難民弁護団連絡会議

代表 弁護士 渡辺彰悟

申入れの趣旨

近時出された3件の高裁判決につき、本申入れと共に、難民調査官や難民審査参与員に配るなどして周知に務められたい。

申入れの理由

平成28年7月13日、同月29日、及び同年9月7日、名古屋高等裁判所の4部と3部において、難民不認定取消等請求事件につき、原告の請求を棄却した原判決をいずれも取り消し、難民不認定処分等を取り消した判決が出された。

これらの判決の判示には、以下に示すとおり、いずれも難民該当性の審理にあたって大変重要な事項が含まれている。7月13日判決においては、参与員の審理のあり方について直接的な言及もある。

したがって、法務省入国管理局におかれては、これらの判決を、本申入れと共に、難民調査官及び難民審査参与員に対して周知し、少なすぎると批判される日本の難民認定実務の向上に務められたい。

- 1 平成28年7月13日判決（ネパールのマオイストによる迫害を理由

とする難民申請の事案。なお、平成28年9月7日にも、同高裁において、同種事案につき同種の判決がなされている。）

立証責任（判決5～6頁）、信憑性（10～12頁）、難民審査参与員の審理のあり方（12～13頁）、及び迫害の主体（14～15頁）について、UNHCR作成の難民認定基準ハンドブックなどにも言及し、以下のとおり判示している。

① 立証責任について

「立証責任は原則として申請人の側にあるけれども、関連するすべての事実を確認し評価する義務は申請人と審査官の間で分かちあうことになる」「証拠の要件は、難民の地位の認定を申請する者のよってたつ特殊な状況に起因する困難さに鑑み、あまり厳格に適用されなければならない」などと記載されたガイドブックを引用し、「処分行政庁（法務大臣）も、締約国として、迫害のおそれのある者を、みだりに送還してはならないのであって、難民認定手続を難民を保護するために実効性があるものとして、公正に行うべきことが求められている」とした。

② 信憑性について

主要な部分の一貫性を重視し、食い違いがあるようにみられるところについても、質問の仕方や、通訳の仕方、まとめ方によって異なり得るものであることを念頭に判断すべきであるとし、また、文書の信用性がただちに供述全体の信憑性に結びつくものでなく、また、その作成事情を検討したうえで信用性を判断すべきである旨判示した。

③ 難民審査参与員の審理のあり方について

「私たちは、ネパールの件を何件も担当していますが、この種のこととは極めて一般的ですし、さらに言えば、これまで経験したケースと比べると、被害の度合いは極めて低い」との参与員の発言は、本件難

民認定申請の理由とされている事実程度では、難民認定はしないとの意見を有しており、このような立場から法務大臣に対する意見を述べるのではないかとの危惧を生じさせるものであるとし、「当該事案の事実についての審査官の結論及び申請人についての審査官の個人的印象が人間の命に影響するような決定をもたらすことになるのであるから、審査官は正義と理解の精神で基準を適用しなければならず、申請人は『保護に値しない事案』であるかもしれないといった個人的な考慮によってその判断が影響されるようなことがあってはならない。」との難民認定ハンドブックの記載を引用して、難民審査参与員がこのような発言をすることは、法務大臣の難民の認定に関する処分について疑義が生じかねず、難民条約締約国の難民認定に関する姿勢として到底望ましいものではないとした。

④ 迫害の主体について

「政府が迫害を放置乃至助長している場合のほか、迫害の主体が公然かつ広範囲に迫害行為を繰り返し、政府がこれを制止し得ず、制止し得る確実な見込みもない場合も含まれる」とした。

2 平成28年7月29日判決（ウガンダ出身の女性の政治的活動を理由とする難民申請の事案）（ネパールのマオイストによる迫害を理由とする難民申請の事案）

信憑性（判決19乃至23頁）、迫害を受ける理由があるという十分に理由のある恐怖（23乃至25頁）の判断において、以下のように判示した。

① 信憑性

一貫していないようにも見える供述につき、母国語でない言語による長時間にわたる聞き取りの結果であることから、聞き間違いや言い

間違いが生じ、不正確な内容が混入することは十分にあり得、また、控訴人の供述の理解によっては齟齬がないと理解する余地もあるなどとし、一般情勢との矛盾などもないことから、変遷や不一致を重視するのは相当ではないとした。

② 迫害を受ける理由があるという十分に理由のある恐怖の判断

「控訴人がウガンダ政府から、FDCの指導的立場にある者として個別的に危険視され、迫害すべき特定の対象として認識されていたとまでは認め難い。」としつつ、その出身国の状況から、「指導的立場になくとも、控訴人のように、FDC 党員として実質的な活動をし、集会に参加して積極的な発言をしたり、動員役員として FDC 支援を募る優位な活動をしたりしていれば、ウガンダ政府から迫害を受ける恐れはあると認められる。」として、我が国の難民認定実務にはびこる、個別把握論及びリーダー論を明確に排斥し、難民該当性を肯定した。

3 その他

いずれも、正規旅券や合法出国の事実、申請の遅延は、それぞれの事案において難民該当性を妨げないとしている。

以上

(別添)

名古屋高等裁判所民事第4部 平成28年7月13日判決

名古屋高等裁判所民事第3部 平成28年7月29日判決

名古屋高等裁判所民事第4部 平成28年9月7日判決

(本件に関する連絡先)

全国難民弁護団連絡会議事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4階

いずみ橋法律事務所内

電話：03-5312-4826 Fax：03-5312-4543 Eメール：jlnt@izumibashi-law.net

URL：<http://www.jlnt.jp/>